

静岡県立農林環境専門職大学等施設管理規程

(趣旨)

第1条 静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）の施設の管理及び使用については、条例、規則その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(施設管理者)

第2条 専門職大学に施設管理者を置く。

- 2 施設管理者は事務局長をもって充てる。
- 3 施設管理者は施設の管理及び使用事務を総括する。
- 4 施設管理者は次条に定めるところにより、その事務の一部を委任することができる。

(施設担当者)

第3条 専門職大学に施設担当者を置く。

- 2 施設担当者及びその担当施設は、別表のとおりとする。
- 3 施設担当者は当該担当施設について、次の各号に掲げる事務の管理に努めなければならない。
 - (1) 盗難及び火災その他の災害の防止
 - (2) 整理清掃及び環境衛生
 - (3) 防火装置、非常用器具等の整備
 - (4) その他施設の良好な維持保全

(学外者の使用手続)

第4条 専門職大学の教職員又は学生以外の者（以下「学外者」という。）が施設を使用しようとするときは、施設使用願を原則として使用日の7日前までに施設管理者に提出し、その許可を得なければならない。ただし、グラウンドについては別に定めるところによる。

- 2 次の各号の一に該当する場合は使用を許可しない。
 - (1) 教育研究または行事に支障があるとき。
 - (2) 施設を破損または汚損する恐れがあるとき。
 - (3) その他行政財産として、その用途又は目的を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - (4) 申請者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 学外者が施設内において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設管理者の許可を得なければならない。

(1) 寄付金の募集、保険の勧誘、その他これらに類する行為をするとき。

(2) ポスター、はり紙、プラカード、立看板、旗、懸垂幕、その他これらに類するものを掲げるとき。

(3) 施設を設置、又は所定の場所以外の場所に物件を置くとき。

(4) 鉄砲、爆発物その他の危険物（教育研究等の本来の用途に使用するものは除く。）を持ち込むとき。

(5) その他公務又は専門職大学の本来の用途又は目的以外のために一時使用するとき。

(学内者の使用手続)

第5条 専門職大学の教職員又は学生（以下「学内者」という。）が施設を使用しようとするときは、あらかじめ施設管理者の許可を得なければならない。ただし、教職員が教育研究等の本来の用途又は目的のために使用する場合はこの限りではない。

2 学内者が施設内において前条第2項に掲げる行為をしようとするときは、これを許可しない。

3 学内者が施設内において前条第3項に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定を準用する。

(鍵等の保管)

第6条 各施設の鍵等は、あらかじめ貸与された者を除き、施設管理者が保管する。

2 施設管理者が保管している鍵等を使用しようとする者は、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた者が、鍵等の使用を終わったときは、速やかに施設管理者に返還しなければならない。

(遵守事項)

第7条 施設を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 火気の取扱いに注意すること。

(2) 施設又は施設内の物品を破損しないこと。

(3) 使用後は整理清掃し、もとの状態に復すること。

(4) 使用を中止し、又は使用を終わったときは、その旨を施設管理者に連絡すること。

(5) その他施設管理者の指示に従うこと。

(違反者に対する措置)

第8条 施設管理者は、次の各号の一に該当する者に対し施設等への立入りを拒み、施設等からの退去を求め、許可若しくは承認を取り消し、違反行為の中止を求め、又は違反物件の撤去を求めることができる。この場合において違反物件の撤去を求められた者が当該物件を撤去しないときは、自らこれを撤去することができる。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第5条の規定に違反した者

(3) 第6条の規定に違反した者

(損害賠償)

第9条 施設等の建物、設備、備品、立木等を汚損し、又は滅失した者は、すみやかに施設管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 故意又は過失により施設等の建物、設備、備品、立木等を汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、施設管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

施設担当表

施設担当者	担当施設
生産環境経営学部長	A棟及びB棟（図書館、講義室、事務室、印刷室、倉庫、機械室を除く）
短期大学部生産科学科長	圃場（現場教室及び温室を含む）
図書館長	図書館
静岡県立農林環境専門職大学学生部長	講義室
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生部長	体育館、学生寮
総務企画課長	事務室、印刷室、倉庫、機械室、その他上記以外の施設